

「子育て家庭応援キャンペーン業務委託」 プロポーザル公募要領

【留意事項】

令和8年第1回岐阜県議会定例会において本事業に係る令和8年度当初予算が可決成立しない場合は、今回の企画提案による業務は実施しませんので、予め御承知願います。

なお、このことに伴い、プロポーザル参加者において損害が生じた場合にあっては、県ではその損害について一切負担しません。

第1 業務の目的

本業務は、ぎふっこカード及びぎふっこカードプラスの協賛店舗の獲得や、各地域における協賛店舗数の格差解消に取り組むとともに、11月の「秋のこどもまんなか月間」と連携した取組を県内全域で実施するとともに、県内全体で子育て家庭を応援する機運の醸成を推し進めることを目的とします。

第2 募集の内容

1 業務名

子育て家庭応援キャンペーン業務委託

2 業務内容

別添「子育て家庭応援キャンペーン業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4 委託費の上限

委託費の上限は、次に掲げる金額とします。なお、詳細については、仕様書を参照してください。

8,946,567円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※委託費の上限額を超える見積額の提案は、失格とします。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、下記（1）から（8）までのすべての要件を満たしていることとします。

（1）日本国内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人等であること。

（2）プロポーザル評価会議の日において、岐阜県入札参加者資格者名簿（建設工事以外）

- に登載されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
- ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの間に受けていないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの間に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

2 企画提案書の作成

仕様書を踏まえて、以下の項目について、別記様式第1に沿って作成してください。

- (1) 業務実施体制等
- ア 業務実施体制
 - イ 人員体制（業務従事者の知識、経験、技能等）
- (2) 業務実施計画
- ア 業務全体スケジュール
 - イ 協賛店舗新規獲得に関する方針
 - ウ 「秋のこどもまんなか月間」の実施方法
 - エ 広報活動の詳細
 - オ 各種活動報告の方法及び内容
- (3) その他
- ・上記のほか、子育て家庭を応援する機運の醸成に有効と思われる企画があれば、提案してください。
 - ・業務の実施に当たって、他法人等に対する優位性等があれば、記載してください。

3 プロポーザルの手続等

(1) 担当部局

住 所：〒500－8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号
部 署：岐阜県 子ども・女性部 子育て支援課 子育て支援係
電 話：058－272－1111（内線 3540）
F A X：058－278－2880
E-mail：c11236@pref.gifu.lg.jp

(2) スケジュール

ア 公募要領等の公表・配布	令和8年3月9日(月) ～ 令和8年3月31日(火)
イ 公募要領等に関する質問の受付	令和8年3月9日(月) ～ 令和8年3月31日(火)
ウ プロポーザル参加申込受付	令和8年3月9日(月) ～ 令和8年3月31日(火)
エ 企画提案書の受付	令和8年3月9日(月) ～ 令和8年4月7日(火)
オ プロポーザル評価会議	令和8年4月中旬(予定)
カ 評価結果の通知・公表	令和8年4月下旬(予定)

※公募要領等の配布及び質問等の受付を行う日については、県の機関の休日を除きます。

(3) 公募要領等の配布期間・場所

ア 配布期間

令和8年3月9日(月)～令和8年3月31日(火)までの毎日(県の機関の休日を除きます。)午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

原則として、岐阜県公式ホームページからダウンロードしてください。

・掲載場所：トップページ／入札・公売／入札公告(WTO案件以外)／公募型プロポーザル

・URL：

https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1

(4) 公募要領等に係る質問の受付及び回答の公表

ア 受付期間

令和8年3月9日(月)～令和8年3月31日(火)

イ 質問の方法

プロポーザルに参加するに当たって質問がある場合は、質問書(別記様式第2)を担当部局に電子メール(ファイル形式は doc 又は docx に限ります。)、郵送(必ず「特定記録」を利用してください。)又はFAXにより提出してください。

ウ 回答の公表

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、岐阜県公式ホームページ上（公募要領等の掲載場所と同じページ）に公表します。

（５）プロポーザル参加申込

ア 受付期間

令和８年３月９日（月）～令和８年３月３１日（火）

イ 提出書類

（ア）プロポーザル参加申込書（別記様式第３）

（イ）岐阜県税に係る納税証明書（全税目に未納の徴収金のない旨の証明書）及び消費税等に係る納税証明書（その３）（写しも可とします。）

※参加申込の日から９０日以内に発行されたものに限りまゝす。また、県内に事業所等を有しない法人等にあつては、消費税等に係る納税証明書のみを提出してください。

ウ 提出方法

- ・令和８年３月３１日（火）午後５時までに前記担当部局まで、持参又は郵送により提出してください。
- ・郵送により提出する場合は、必ず「特定記録」を利用してください。なお、郵送による提出は、締め切り日当日の午後５時必着です。
- ・持参による提出は、県の関係機関の休日を除く午前９時から午後５時までの間において受け付けます。
- ・持参による提出のため岐阜県庁舎に入る際は、岐阜県公式ホームページ上に掲載されている「入庁フロー」を確認してください。

※電子メール等を用いた電子データによる提出は受け付けません。

（６）企画提案書等の提出

ア 受付期間

令和８年３月９日（月）～令和８年４月７日（火）

イ 提出書類

（ア）企画提案書（別記様式第１）

（イ）法人等概要書（別記様式第４）

（ウ）誓約書（別記様式第５）

（エ）委託業務実施経費に係る見積書（任意様式）

（オ）社会的課題への取組み（別記様式第６）

ウ 提出部数

８部（正本１部、副本７部）

エ 提出方法

- ・令和8年4月7日（火）午後5時までに前記担当部局まで、持参又は郵送により提出してください。
- ・郵送により提出する場合は、必ず「特定記録」を利用してください。なお、郵送による提出は、締め切り日当日の午後5時必着です。
- ・持参による提出は、県の関係機関の休日を除く午前9時から午後5時までの間において受け付けます。
- ・持参による提出のため岐阜県庁舎に入る際は、岐阜県公式ホームページ上に掲載されている「入庁フロー」を確認してください。

※電子メール等を用いた電子データによる提出は受け付けません。

オ その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（7）プロポーザルへの参加に当たっての注意事項

ア 失格又は無効

プロポーザル参加者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とし、又は当該プロポーザル参加者に係る評価を無効とします。

- （ア）委託費の上限額を超える見積額の提案をした場合
- （イ）各種提出書類が受付期間を過ぎて提出された場合
- （ウ）提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- （エ）公募要領に違反すると認められる場合
- （オ）プロポーザル評価会議の構成員に対して、故意に接触を試みた場合
- （カ）他のプロポーザル参加者に対して、プロポーザルへの参加の意思を確認し、又は企画提案の内容について相談した場合
- （キ）契約交渉の相手方の選定が終了するまでの間に、他のプロポーザル参加者に対して故意に企画提案の内容を開示した場合
- （ク）評価の公平性に影響を及ぼし、又はそのおそれのある行為があった場合
- （ケ）プロポーザル評価会議終了後、参加者要件を満たさないことが判明した場合
- （コ）担当部局があらかじめ指示した事項に違反した場合
- （サ）上記のほか、契約交渉の相手方の選定に影響を及ぼし、又はそのおそれのある不正な行為があった場合

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となる事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、当該提出書類を提出した法人等が負うものとします。

ウ 複数提案の禁止

提案者は、複数の企画提案書を提出してはなりません。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期間を過ぎて提出書類を変更し、又は差し替え、若しくは再提出することは認めません。

オ 提出書類の返却

提出書類は、いかなる場合であっても、返却しません。

カ 費用負担

企画提案書の作成その他のプロポーザルへの参加に当たって要する経費等は、そのすべてについて、プロポーザル参加者の負担とします。

キ その他

(ア) プロポーザル参加申込書を提出した者が企画提案書等を提出しない場合は、当該者はプロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

(イ) 企画提案書の提出をもって、プロポーザル参加者は本公募要領の記載内容に同意したものとみなします。

(ウ) 提出された企画提案書等については、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

(エ) 企画提案書の提出後プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を評価会議開催日の前日までに、前記担当部局に持参又は郵送により提出してください。なお、郵送により提出する場合は、必ず「特定記録」を利用してください。

(8) 見積書作成に当たっての留意事項

ア 提案金額は、委託業務実施経費（消耗品費、備品費、人件費、事務経費その他の本業務の実施に要する経費をいいます。）の見込額とします。

イ 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税が含まれていることを明示するものとしてください。

ウ 上記のほか、見積書作成に当たっての留意事項については、別添仕様書を参照してください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

「子育て家庭応援キャンペーン業務委託」プロポーザル評価会議設置要綱に基づき、同要綱別表に定める構成員により構成される「子育て家庭応援キャンペーン業務委託」プロポーザル評価会議（以下「評価会議」という。）が、「子育て家庭応援キャンペーン業務委託」プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき、企画提案者（以下「提案者」という。）の企

画提案等を評価します。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和8年4月中旬(予定)

(2) 開催場所

岐阜県庁舎内(予定)

(3) 所要時間

- ・企画提案：20分以内
- ・質疑応答：20分程度

(4) 注意事項

- ・評価会議の詳細(開始時間等)については、企画提案書の受付期間終了後、別途お知らせします。
- ・企画提案については、企画提案書のみを使用して行うものとし、評価会議の場で新たな資料を配布したり、スライド機材等を使用したりすることはできません。
- ・提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・評価会議の開始時間に遅れた提案者は、企画提案を行うことができません。

3 評価項目及び評価内容

別表のとおりとします。

4 最優秀提案者の選定

(1) 選定方法

評価要領に基づき、評価会議において、次に掲げる方法により選定します。

ア 構成員は、各提案者の企画提案等について、別表の評価基準に基づき評価し、点数を付けます。

イ 事務局(子育て支援課)は、構成員ごとに各提案者の点数を集計し、及び比較することで、構成員ごとに各提案者に順位を付けます。

ウ 事務局は、各提案者の順位に基づき、順位点として、1位の提案者には提案者数と同じ値の点数(例えば、提案者数が5者であれば、5点)を、2位以下の順位の提案者には1位の点数から順に1点ずつ減じた点数を付けます。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該提案者の点数は、当該順位及びその下位にあって空位となる順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。

エ 各提案者の順位点の合計を比較して、点数の高い提案者から順位を付けます。ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額の低い提案者を高い順位とします。

オ 事務局は、最も順位が高い提案者を最優秀提案者として決定します。

カ 各提案者について、構成員が付けた点数の合計（以下「評価点合計」といいます。）が当該評価会議における上限の6割（以下「最低基準」といいます。）に満たない場合は、当該提案者は最優秀提案者の選定の対象としません。

（2）提案者が1者の場合等の取扱い

提案者が1者の場合であっても評価は実施し、当該提案者の評価点合計が最低基準を満たす場合は、当該提案者を最優秀提案者とします。なお、当該提案者の評価点合計が最低基準に満たない、又は提案者がいない場合は、再度公募を行うものとします。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、提案者に文書で通知するとともに、県公式ホームページ上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

公表する内容は、以下のとおりです。

- （1）最優秀提案者の名称、順位点及び評価点
- （2）全提案者の名称（申込順）
- （3）全提案者の順位点及び評価点（順位点順。提案者が2者の場合は公表しません。）
- （4）最優秀提案者の選定理由
- （5）評価会議の構成員の氏名
- （6）最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第5 契約に係る留意事項

1 契約の締結

選定した契約交渉の相手方と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。

2 仕様書に係る協議

仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、契約交渉の相手方と県とが行う協議により、必要に応じて仕様書の内容を変更して契約を締結するため、契約額が見積額と異なる額になる場合があります。

3 協議が整わない場合

選定した契約交渉の相手方と県とが行う仕様の協議が整わない場合は、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たす者に限る。）と協議を行います。

4 公募要領への疑義

この公募要領の記載事項について疑義がある場合は、その都度、両者が協議して進めること

とします。

5 電子契約サービスを利用した電子契約の締結

契約の締結に当たっては、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行いますので、電子契約の締結を希望する場合は、速やかに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」（別記様式第7）を提出してください。

第6 その他

最優秀提案者が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除します。

第7 問合せ先及び各種書類の提出先

〒500－8570 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号（岐阜県庁舎14階）

岐阜県 子ども・女性部 子育て支援課 子育て支援係

T E L : 058－272－1111（内線 3540）

F A X : 058－278－2880

E-mail : c11236@pref.gifu.lg.jp

別表

「子育て家庭応援キャンペーン業務委託」プロポーザル評価基準

各構成員は、評価項目ごとに設定された評価基準に基づき、各評価項目の配点の合計を１５０点満点として採点する。

１ 業務実施体制等

評 価 項 目	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
① 業務実施体制（１０点） ・過去の実績や活動状況に鑑み、本業務の受託能力が認められ、知識、経験、ノウハウ、成果等を業務に反映することが見込まれるか。	10点	8点	6点	4点	2点
② 人員体制（業務従事者の知識、経験、技能等）（１０点） ・業務を適正かつ確実に実施できる人員体制が構築されているか。 ・業務の遂行に必要な知識、経験、技能等を有する人材の配置が計画されているか。	10点	8点	6点	4点	2点
③ 業務の趣旨・目的の理解（１０点） ・仕様書に基づき、業務の趣旨・目的を正しく理解し、業務実施方針が立案されているか。	10点	8点	6点	4点	2点
小 計	30点満点				

２ 業務実施計画

評 価 項 目	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
① 業務全体スケジュール（１５点） ・業務内容に対して、具体的かつ現実的なスケジュールが提案されているか。	15点	12点	9点	6点	3点
② 協賛店舗新規獲得に関する方針（３０点） ・こども計画協賛店舗数の目標 R11までに１２，０００店舗（R6年度末 １０，０００店舗）（年４００店舗） ・目標数値の達成に向けて、適切な方針が立案されているか。 ・協賛店舗の獲得に向けた広報活動については、協賛店舗新規獲得に関する方針に基づき、具体的かつ効果的な手法が提案されているか。 ・既協賛店舗等を分析の上、県内全域（地域差が生じないよう）で協賛店舗を獲得できるような手法が提案されているか。	30点	24点	18点	12点	6点
③ 「秋のこどもまんなか月間」の実施手法（３０点） ・特別企画における参加店舗獲得の営業活動に、通常営業活動と比較して強化された手法が提案されているか。 ・参加店舗の獲得について具体性、実現性があるか。 ・特別企画は県内全域で開催するため、地域差が生じないよう、特に飛騨地域において多くの店舗に参加してもらえる手法が提案されているか。 ・子育て世帯応援の雰囲気醸成に向けて、参加店舗等との連携や、参加店舗利用の促進などに提案があるか。	30点	24点	18点	12点	6点
④ 広報活動の詳細（２５点） ・広報活動については、子育て家庭を中心に、県内に幅広く「岐阜県子育て家庭応援キャンペーン 事業」「こどもまんなか月間」を周知できる手法が提案されているか。 ・選定した広報媒体は、子育て家庭への訴求力を有しているか。	25点	20点	15点	10点	5点
⑤ 各種活動報告の方法及び内容（１５点） ・営業活動、広報活動等に係る活動報告については、各種活動実績の分析及び当該活動報告以降の活動方針への反映を念頭に置いた形式（様式）が提案されているか。	15点	12点	9点	6点	3点
小 計	115点満点				

３ 社会的課題への取り組み

評 価 項 目	評価基準点
① 仕事と家庭の両立（３点）	該当する場合に加点（１～３点）
② 障がい者雇用（１点）	該当する場合に加点（１点）
③ 若者の採用・育成（１点）	該当する場合に加点（１点）
小 計	5点満点

令和8年 月 日

岐阜県知事 様

子育て家庭応援キャンペーン業務委託 企画提案書

法人等名称：

所在地：

代表者職氏名：

印

※1 公募要領を参考に、以下の各項目について、可能な限り具体的かつ簡潔に記載してください。

※2 行間は、適宜調整して作成してください。

1 業務実施体制等

- (1) 業務実施体制
- (2) 人員体制（業務従事者の知識、経験、技能等）

2 業務実施計画

- (1) 業務全体スケジュール
- (2) 協賛店舗新規獲得に関する方針
- (3) 「秋のこどもまんなか月間」の実施方法
- (4) 広報活動の詳細
- (5) 各種活動報告の方法及び内容

3 業務を実施するに当たっての貴法人等の優位性等

- ・上記のほか、子育て家庭を応援する機運の醸成に有効と思われる企画があれば、提案してください。
- ・業務の実施に当たって、他法人等に対する優位性等があれば、記載してください。

令和8年 月 日

岐阜県子ども・女性部
子育て支援課長 様

公募要領等に関する質問書

「子育て家庭応援キャンペーン業務委託」プロポーザル公募要領等について、質問事項がありますので、質問書を提出します。

法人等名称：
所 在 地：
担 当 者 名：
電 話：
F A X：
電子メール：

質問項目	(公募要領・仕様書の別、項目、ページ番号等) ●
内容	●

※質問事項については、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

提出先 岐阜県子ども・女性部子育て支援課子育て支援係
FAX：058-278-2880
E-mail：c11236@pref.gifu.lg.jp

別記様式第3

「子育て家庭応援キャンペーン業務委託」プロポーザル参加申込書

岐阜県知事 様

法人等名称：

所在地：

代表者職氏名：

連絡先：(電話)

(FAX)

(E-mail)

私は、「子育て家庭応援キャンペーン業務委託」プロポーザル公募要領に基づき、「子育て家庭応援キャンペーン業務委託」プロポーザルに参加します。なお、「子育て家庭応援キャンペーン業務委託」プロポーザルに係る参加者要件を満たしていることを申し添えます。

別記様式第4

法人等概要書

(ふりがな) 名称	()
所在地	(〒)
設立年月日	西暦 年 月 日
資本金	円
売上高	円 (年 月期実績)
税引前当期利益	円 (年 月期実績)
代表者	役職 氏名
従業員数	名 (うち、正規雇用者 名)
担当者氏名	
担当者連絡先	〒 住 所 : 電 話 番 号 : F A X : 電子メール :
理念・活動目的等	
事業内容	
事業の主な特色・ 実績等	

※1 各項目の幅は、適宜調整してください。ただし、1枚に収めてください。

※2 「事業内容」欄については、登記事項証明書の「目的」欄の記載と同じ内容としてください。

別記様式第5

誓 約 書

岐阜県知事 様

法人等名称

代表者職氏名

印

「子育て家庭応援キャンペーン業務委託」に係るプロポーザルへの参加に当たって提出した書類に、虚偽及び不正はありません。

社会的課題への取組み

法人等名称：

項目	評価の要件
仕事と家庭の両立支援 (3点)	◆岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録状況 ☐ 登録を受けている (1点) ☐ 登録を受けていない (添付書類) 登録証の写し ◆岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定状況 ☐ 認定を受けている (3点) ☐ 認定を受けていない (添付書類) 認定証の写し ◆えるぼし認定 ☐ 認定を受けている ☐ 認定を受けていない (1段階目：1点、2段階目：2点、3段階目：3点) (添付書類) 認定通知書の写し ◆プラチナえるぼし認定 ☐ 認定を受けている (3点) ☐ 認定を受けていない (添付書類) 認定通知書の写し ◆くるみん認定 ☐ 認定を受けている (1点) ☐ 認定を受けていない (添付書類) 認定通知書の写し ◆プラチナくるみん認定 ☐ 認定を受けている (2点) ☐ 認定を受けていない (添付書類) 認定通知書の写し
障がい者雇用 (1点)	1 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用状況の報告義務を有する事業者 ◆直近の6月1日現在における障がい者の法定雇用率の達成状況 ☐ 達成 (1点) ☐ 未達成 (添付書類) 障害者雇用状況報告書の写し 2 障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者 ◆本書の提出時点における障がい者の雇用状況 ☐ 雇用している (1点) ☐ 雇用していない (添付書類) 次に掲げるもののいずれか ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ※提出に当たっては、本人に対して利用目的を明らかにした上で、同意を得てください。 ・雇用保険被保険者資格取得時に公共職業安定所から交付される「雇用保険被保険者資格喪失届」(公共職業安定所において印字されたもの)の写し
若者の採用・育成 (1点)	◆ユースエール認定状況 ☐ 認定を受けている (1点) ☐ 認定を受けていない (添付書類) 認定通知書の写し

※1 「評価の要件」を確認し、該当するものにチェックを付してください。

※2 一の項目で複数の登録・認定に該当する場合は、最も得点の高い登録・認定により加点します。

※3 提出に当たっては、該当項目に係る添付書類を併せて提出してください。

別記様式第7

電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書

電子契約サービスを利用して、岐阜県と電子契約を締結することに同意します。

なお、契約担当者及び契約締結権限者の承認に利用するメールアドレス等は、以下のとおりです。

1 契約名（事業名、発注案件名等）

2 契約担当者

氏 名：

メールアドレス：

3 契約締結権限者

氏 名：

メールアドレス：

※ 「2 契約担当者」の欄に記載いただいたメールアドレスあてに、電子契約サービスから契約内容確認依頼メールが、「3 契約締結権限者」の欄に記載いただいたメールアドレスあてに、契約内容承認依頼メールが届きます。

岐阜県知事 様

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名